

【平成30年度】※国の法令改正に伴い変更になる場合があります。

## 幼稚園・認定こども園（1号認定）の保育料について

安来市長 近藤宏樹  
（子ども未来課）

保育料の決定は年2回あります。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～3月分は当年度の市民税額に基づいて保育料が決まります。

平成30年度4月～8月分の保育料	平成30年度9月～3月分の保育料
平成29年度の市民税額に基づき算定	平成30年度の市民税額に基づき算定

※平成29年度の市民税額は平成28年1月～12月の、平成30年度の市民税額は平成29年1月～12月の収入等に基づいて決まります。

- 1 原則、父母の市民税額の合計で算定します。ただし、父母の収入が合計で120万円より少ない場合は、同居の祖父母等の市民税額を合算して算定します。（「同居」とは住民票上、別世帯となっても、同一敷地内または隣接する敷地に居住している場合も含まれます。）
- 2 市民税額は、税務課の税情報を閲覧・確認させていただき、決定します。ただし、転入者や未申告により課税状況が把握できない場合、税額が確認できるまでは最高階層の保育料とさせていただきますので、課税証明書等の提出や税金の申告を忘れずにしてください。
- 3 8月以前と9月以降で保育料が変更となる場合がありますが、その場合は4月にさかのぼっての変更にはなりません。
- 4 保育料を滞納した場合は法令に基づき、督促状・催告書を送付します。  
なお、督促状・催告書によっても納付がない場合は、法令に基づき地方税の滞納処分の例により財産調査（所得・給料等）のうえ、差押え等の滞納処分を行います。

### 【お問い合わせ先】

子ども未来課 電話23-3213  
23-3214

【平成30年度】※国の法令改正に伴い変更になる場合があります。

## 幼稚園・認定こども園（1号認定）の保育料 利用者負担額表

安来市内の幼稚園・認定こども園

(単位：円)

支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義		認定区分
			(1号認定)
第1	生活保護世帯等		0
第2	第1階層を除き、 市町村民税課税 額が次の区分に 該当する世帯	市町村民税 所得割非課税 世帯	ひとり親世帯等 0
			上記以外の世帯 3,000
第3		市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 の世帯	ひとり親世帯等 3,000
			上記以外の世帯 8,000
第4		市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 の世帯	ひとり親世帯等 7,000
			上記以外の世帯 8,000

### 備 考

- 利用者負担額を算定する税額は、税額控除（調整控除を除く配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しませんので、実際の税額と異なる場合があります。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯または障害者手帳等の交付を受けている同居家族がいる世帯です。
- 同一世帯において満3歳から小学校第3学年までの児童が2人以上の場合は、第2階層においてはそのうちの最年長の児童は全額、2番目に年長の児童は半額、3番目以降の児童は無料とし、第3階層及び第4階層においてはそのうちの最年長及び2番目に年長の児童は全額、3番目以降の児童は無料とします。
- 前項にかかわらず、第2階層においては第2子以降は無料、第3階層のひとり親世帯等においては第2子以降は無料とし、第3階層のひとり親世帯等以外の世帯においては第2子は5,050円、第3子以降の児童は無料とします。
- 第3子以降の3歳児はこの表の額から1/4軽減した額（100円未満は切り捨て）を適用します。また、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の第2子の3歳児は算出した額から1/4軽減した額（100円未満は切り捨て）を適用します。
- 月の途中の入退園の場合は、該当する月の保育日数により日割り計算とし、10円未満は切捨てるものとします。

【平成30年度】※国の法令改正に伴い変更になる場合があります。

## 幼稚園・認定こども園（1号認定）の保育料 利用者負担額表

安来市外の幼稚園・認定こども園

(単位：円)

支給認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義			認定区分
				(1号認定)
第1	生活保護世帯等			0
第2		市町村民税 所得割非課税 世帯	ひとり親世帯等	0
			上記以外の世帯	3,000
第3	第1階層を除き、 市町村民税課税 額が次の区分に 該当する世帯	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
			上記以外の世帯	10,100
第4		市町村民税所得割課税額 211,200円以下		20,500
第5		市町村民税所得割課税額 211,201円以上		25,700

### 備 考

- 利用者負担額を算定する税額は、税額控除（調整控除を除く配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しませんので、実際の税額と異なる場合があります。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯または障害者手帳等の交付をうけている同居家族がいる世帯です。
- 同一世帯において満3歳から小学校第3学年までの児童が2人以上の場合は、そのうちの最年長の児童は全額、2番目に年長の児童は半額、3番目以降の児童は無料とします。
- 前項にかかわらず、第2階層においては第2子以降は無料、第3階層のひとり親世帯等においては第2子以降は無料とし、第3階層のひとり親世帯等以外の世帯においては第2子は半額、第3子以降の児童は無料とします。
- 第3子以降の3歳児は算出した額から1/4軽減した額(100円未満は切り捨て)を適用します。また、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の第2子の3歳児は算出した額から1/4軽減した額(100円未満は切り捨て)を適用します。
- 月の途中の入退園の場合は、該当する月の保育日数により日割り計算とし、10円未満は切捨てるものとします。